

鹿児島県観光振興基本方針  
(平成27~令和元年度)に基づく施策の  
成果等に関する最終報告書

令和2年11月

鹿児島県

この報告は、観光立県かごしま県民条例第9条の規定に基づくものである。

○観光立県かごしま県民条例（抄）  
（施策の実施状況の報告等）

第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

○鹿児島県観光振興基本方針（抄）

第6 「観光立県かごしま」の実現に向けて  
2 進行管理

条例に基づき、推進期間の中間年度を平成29年度、最終年度を平成31年度とし、それぞれの年度までの施策の実施状況及びその成果を取りまとめるとともに、これらを検証し、条例に基づく「鹿児島県観光立県推進会議」の意見を聴きながら、必要に応じて基本方針の見直しを行い、基本目標の実現を図ります。

## 「観光立県かごしま」の実現に向けて

県では、「観光立県かごしま県民条例」に基づき策定した、平成27年度から令和元年度までの5年間の推進期間とする第2期鹿児島県観光振興基本方針（以下「基本方針」という。）を平成27年3月に策定し、各般の施策を進めてきました。

この5年間は、平成27年度の口永良部島新岳の噴火や桜島噴火警戒レベルの引き上げ、また、平成28年度の熊本地震の発生、平成29年以降の霧島山の火山活動、令和元年5月の屋久島での大雨災害など、様々な危機的事象が発生しました。

一方で、平成27年度の「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録や、国民文化祭の開催、平成28年度から29年度にかけての香港線やソウル線LCCの新規就航、平成29年度の奄美群島の国立公園指定や和牛日本一の獲得、また、平成30年の大河ドラマ「西郷どん」の放送など、本県の観光は大きな好機を迎えました。

県では、この千載一遇の機会を捉え、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種観光施策を展開し、効果を最大限に活かすための取組を進めてきた結果、設定した目標の全てを達成するまでには至らなかったものの、延べ宿泊者数は平成30年に過去最高の約886万人を記録し、外国人延べ宿泊者数についても、令和元年には約84万人と過去最高を更新しました。

一方で、第2期基本方針の推進期間の終了間際であった令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、本県の観光産業はこれまでに経験したことのない非常に厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、県では、観光客の激減に苦しむ観光関連産業を守り、早期の観光の再生を図るため、感染防止対策を徹底しつつ、本県独自の実効性、即効性のある県内外からの観光需要喚起策を講じているところであり、引き続き、安心・安全と経済活動の両立にしっかりと取り組むとともに、令和2年3月に策定した第3期の基本方針に基づく各般の施策を展開してまいります。

# 目 次

## 第 1 推進期間における主な動向及び対応状況

- 1 国内外及び本県における観光関係の主な動向 ..... 2
- 2 世界遺産，明治維新150周年等を生かした観光振興の取組  
..... 4
- 3 危機事象の発生に伴う観光関係の対応 ..... 7

## 第 2 「観光立県かごしま」の実現に関して実施した主な施策

- 1 魅力ある癒しの観光地づくり ..... 1 5
  - (1) 地域の観光資源の保全，活用及び創出
  - (2) 地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
  - (3) 観光関係施設等の整備
  - (4) 新たな観光旅行の分野の開拓等
  - (5) 観光地における環境の保全
- 2 国内外からの誘客促進 ..... 2 4
  - (1) 観光客の来訪の促進等
  - (2) スポーツキャンプ等の誘致
  - (3) 外国人観光客の来訪の促進等
  - (4) 相互交流の促進
- 3 「おもてなし先進県鹿児島」づくり ..... 3 5
  - (1) 高齢者，障害者，外国人等に配慮した観光関係施設等の整備
  - (2) 移動の利便性の向上等に関する情報提供
  - (3) 観光を担う人材の育成
  - (4) 啓発・学習の推進
  - (5) 観光旅行の安全の確保
  - (6) 統計調査・研究

## 第 3 「観光立県かごしま」の実現に向けた目標の達成状況等

- 1 数値目標及びその達成状況 ..... 4 0
- 2 目標項目ごとの達成状況の検証 ..... 4 1
- 3 主な観光関係の動向 ..... 4 8

観光立県かごしま県民条例 ..... 5 0

# 第1 推進期間における主な動向及び 対応状況

# 1 国内外及び本県における観光関係の主な動向

「鹿児島県観光振興基本方針」は、平成27年度から令和元年度までの5年間を推進期間としており、この期間中の主な動向として、次のような出来事がありました。

○…プラス事象 ●マイナス事象

年	月	国内外の主な動向	鹿児島県の主な動向
2015年 (H27)	5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月	●浅間山・箱根山小規模噴火  ●阿蘇山噴火 ●台風第18号, 関東・東北豪雨, 鬼怒川決壊 ○スポーツ庁設置 ●パリ同時多発テロ	●口永良部島新岳噴火  ○「明治日本の産業革命遺産」世界文化遺産登録 ●桜島噴火警戒レベル引き上げ  ○第30回国民文化祭・かごしま2015開催 ○プレミアムお得旅促進事業 (~H28.1月)
2016年 (H28)	1月 3月  4月 5月 6月 7月  8~9月	●軽井沢スキーツアーバス 転落事故 ○北海道新幹線開通 ○「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において新たな目標設定 ●熊本地震発生 ○主要国首脳会議(サミット) 伊勢志摩  ○リオ五輪 ●大型台風次々に上陸	○南薩縦貫道全線開通    ○鹿児島お得旅事業(~7月) ○九州ふっこう割(~12月) ○マリポートかごしま1期全面供用開始 ○香港線(香港エクスプレス)新規就航  ●台風第16号上陸
2017年 (H29)	3月  4月 7月 9月 10月 11月	●九州北部豪雨	○奄美群島国立公園指定 ○関西-奄美線(バニラエア)就航 ○PR・観光戦略部設立  ○第11回全国和牛能力共進会で総合優勝(和牛日本一)を獲得 ●新燃岳噴火 ○ソウル線(イースター航空)新規就航
2018年 (H30)	1月 2月 3月 4月 5月	●草津白根山噴火  ○平昌五輪開催  ○国際青年会議所アジア太平洋会議(ASPAC)	○大河ドラマ「西郷どん」放送開始 ○ソウル線(チェジュ航空)新規就航(~3月)  ●新燃岳噴火 ○「かごしまクルーズターミナル」供用開始 ○フェリーさんふらわあさつま新造船就航 ○明治150周年記念式典・フェスティバル開催

年	月	国内外の主な動向	鹿児島県の主な動向
2018年 (H30)	7月	●平成30年7月豪雨	○奄美空港ターミナルビルリニューアル ○奄美パークリニューアルオープン ○ロンドン・カムデン区,マンチェスター市との友好協定締結 ○徳之島-沖永良部-那覇線(JAC)就航 ○フェリーさんふらわあきりしま新造船就航
	9月	●台風第21号により関西空港水没 ●北海道地震発生	
	10月 11月		○大邱線(チェジュ航空)新規就航 ○鹿児島県人世界大会 ○明治維新150周年記念・薩長土肥同盟締結
2019年 (H31, R1)	3月		○ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅竣工 ○佐多岬グランドオープン ○ソウル線(ティーウェイ航空)新規就航
	4月		●屋久島の大雨災害
	5月	○天皇陛下即位, 改元	○「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」日本遺産認定 ○南部九州総体2019
	7～8		
	9月	●台風第15号により首都圏に大きな被害	
	10月	●消費税増税 ●令和元年東日本台風	
	9～11	○ラグビーワールドカップ2019	
	12月		○クルーズ船客のマリンポートからの高速船初ツアー
2020年 (R2)	2月	●新型コロナウイルスが中国にて拡大	
	3月		●鹿児島マラソン中止 ●新型コロナウイルス, 鹿児島にて初確認

### 【参考】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県の観光産業は、宿泊客数の大幅な減少に加え、ホテルにおける宴会や会議のキャンセルや自粛のほか、観光施設、バス事業者、タクシー事業者等への影響も広がるなど、これまでに経験したことがない非常に厳しい状況となりました。

令和2年2月～9月の観光動向調査結果(主な施設の抽出調査による前年同月比)

	宿泊客数	外国人客	主要観光施設・ドライブイン 入場・来場者数
2年2月	▲12.1%	▲63.0%	▲7.1%
3月	▲49.8%	▲95.0%	▲46.7%
4月	▲81.5%	▲99.4%	▲87.8%
5月	▲89.3%	▲98.5%	▲88.6%
6月	▲71.8%	▲98.4%	▲73.1%
7月	▲58.8%	▲97.7%	▲70.6%
8月	▲56.6%	▲99.1%	▲54.4%
9月	▲30.8%	▲99.3%	▲45.4%

## 2 世界遺産，明治維新150周年等を生かした観光振興の取組

平成27年7月に、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼，造船，石炭産業」が世界文化遺産に登録されました。

また，平成30年には明治維新150周年を迎え，大河ドラマ「西郷どん」が放送されるなど，本県の観光は大きな好機を迎えたところです。

県では，この千載一遇の機会を捉え，関係機関・団体等と連携を図りながら各種観光施策を展開し，効果を最大限に活かすための取組を進めました。

### (1) 世界遺産等を活用した観光地づくり

平成27年7月に世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産については，鹿児島市等と連携して登録前から取組を開始し，多言語解説板の設置，多言語スマートフォンアプリの開発，英語版パンフレット・DVDの作成など，各種情報発信や普及啓発のほか，鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士制度の創設など観光客受入について，ハード・ソフトの両面から整備を図ってきました。

平成5年12月に白神山地とともに，日本で初めて世界自然遺産に登録された屋久島は，「屋久島文化村構想」の推進や山岳部の環境保全対策等に取り組んできました。

また，奄美大島及び徳之島についても，登録の実現に向け，必要な取組を進めているところです。

さらに，これらをつなぐ取組として，鹿児島と屋久島，奄美群島，沖縄を結ぶ世界遺産クルーズの誘致にも取り組みました。

### 《主な施策の展開》

- ◎ 「明治日本の産業革命遺産」世界文化遺産登録推進事業（～平成27年度）
  - ・ 「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録に向けた世界遺産委員会への対応や遺産価値の理解増進活動等の実施
- ◎ 「明治日本の産業革命遺産」等次世代への継承推進事業（平成27年度～）
  - ・ 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の管理保全や次世代への継承に向けた普及啓発，世界遺産価値の理解増進・情報発信の実施

#### ◇主な取組内容

- ・ パンフレット，普及啓発用DVDの作成（日本語／英語版）
- ・ 多言語スマートフォンアプリの稼働（遺産全体）
- ・ 多言語VRスマートフォンアプリの稼働（県内構成資産）
- ・ メディアを活用したPR（テレビ番組制作，機内誌掲載，インフルエンサーを起用した動画制作等）
- ・ 県観光サイトによる情報発信（集成館関連資産の周遊モデルコース等の掲載）
- ・ トークショー，シンポジウム，出前講座，バスツアー等の実施による普及啓発
- ・ 鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士制度の創設，同地域通訳案内士の認定・登録

- ◎奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業（～平成30年度）
- ◎世界自然遺産「奄美」保全・活用事業（令和元年度～）
  - ・奄美の世界自然遺産登録実現に向けて、自然環境の保全と利用の両立を図り、世界自然遺産としての価値を維持していくとともに、遺産登録後の持続的な利用等の地域振興の推進のための施策を実施
    - ◇主な取組内容
      - ・奄美群島持続的観光マスタープランの策定（平成27年度）
      - ・「世界自然遺産 奄美トレイル」の設定（平成27年度～）
      - ・金作原（奄美市）の利用ルールの試行（H31.2～）、林道山クビリ線（徳之島町）の利用ルールの運用（R1.7～）
- ◎日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く」を生かした取組
  - ・令和元年5月に日本遺産に登録された「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く」を生かした誘客キャンペーン等を実施
    - ◇主な取組内容
      - ・旅行情報誌への掲載
      - ・パンフレットの作成・配布
      - ・出水武家屋敷群散策拠点整備
      - ・日本遺産「薩摩の武士が生きた町」シンポジウムの開催

## （2）明治維新150周年を生かした取組

県では、明治維新150周年に向け、オール鹿児島で官民一体となった取組を進めていくため、平成29年4月に「明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会」を設立し、鹿児島ならではの魅力を広く県内外に発信する各種プロモーションやイベント、魅力的なまちづくり、機運醸成・情報発信、教育・人材育成等の取組を「かごしま明治維新博」として展開しました。

また、大河ドラマ「西郷どん」の放送効果を最大限に生かすために、県と主要観光地等が一体となり、「西郷どん」をメインテーマに本県の魅力のPRを行い、飛躍的な誘客促進を図るための取組を進めました。

### 《主な施策の展開》

- ◎明治維新150周年記念プロジェクト推進事業（平成29～30年度）
  - ・明治維新150周年を記念して、鹿児島ならではの魅力を広く県内外に発信するイベント・プロモーション等を展開
    - ◇主な取組内容
      - ①明治維新体感フェス！2017
      - ②明治維新150周年カウントダウン
      - ③「かごしま明治維新博」オール鹿児島プロジェクト
      - ④みんなで巨大「西郷どん」を創ろう！
      - ⑤肥前さが幕末維新博覧会4県知事トークショー
      - ⑥明治維新150周年記念 秋の祭典（薩長土肥同盟締結式、パレード等）
      - ⑦全国西郷1グランプリ

◎「西郷どん」キャンペーン事業

- ・大河ドラマの放送効果を最大限に生かすために、県と主要観光地等が一体となったPRを行い、飛躍的な誘客促進を展開

◇主な取組内容

①県内外への情報発信

パブリックビューイングの開催、公式ウェブサイト等の開設、インフルエンサーの活用、スタンプラリーの実施

②効果的な広報宣伝素材の作成

パンフレット、キャンペーンポスター等の作成

③受入体制整備

旅行商品の造成

◎魅力ある観光地づくり事業

- ・平成30年の明治維新150周年や大河ドラマの放送を契機とした観光客の受入体制の充実を図るため、西郷どんゆかりの地等の重点整備を実施

◇主な取組内容

①歴史ロード“維新ドラマの道”整備（鹿児島市）

②鰻温泉、山川港周辺整備（指宿市）

③森山家周辺整備（始良市）

④日当山温泉郷整備（霧島市）

⑤栗野岳温泉・八幡大地獄整備（湧水町）

⑥奄美大島、徳之島及び沖永良部島での滞在地整備  
（龍郷町、徳之島町、和泊町）

### 3 危機事象の発生に伴う観光関係の対応

1の「国内外及び本県における観光関係の主な動向」のとおり、平成27年度から令和元年度までの期間において、様々な危機事象が発生しました。

県では、こうした危機事象の発生に伴い、風評被害など本県の観光面への影響が拡大することのないよう、国内外への的確な情報発信やPRなどの誘客対策を実施してきました。

主な危機事象ごとの対応は次のとおりです。

#### (1) 火山活動（口永良部島・桜島・霧島山）に伴う観光面の取組

平成27年5月の口永良部島新岳の噴火により、全島民が島外に避難することとなりました。また、平成27年8月には火山活動の高まりを受け、桜島の噴火警戒レベルが入山規制のレベル3から避難準備のレベル4へ引き上げ（8.15～9.1）となり、花火大会等のイベントが中止になりました。

観光面においても、桜島地域の宿泊施設や、土産・飲食店における予約キャンセルに加え、県内の他地域でも修学旅行等のキャンセルが発生しました。

これらの火山活動による風評被害に対応するため、TV等のメディアを活用したPR、修学旅行対策として、学校や旅行エージェントの訪問及び担当者の本県への招請等に取り組み、風評被害を最小限に抑えるよう、関係団体等と一体となって取り組んだところです。

また、平成29年10月、新燃岳が約6年ぶりに噴火し、新燃岳の噴火警戒レベルが火口周辺規制のレベル2から、入山規制のレベル3に引き上げられました。

その後、硫黄山や御鉢においても噴火警戒レベルが引き上げられるなど、霧島山の火山活動が活発化しました。

このため、噴火警戒区域内の登山道の規制を行うとともに、ホームページ等において登山道の規制状況等の情報提供を行いました。

また、観光面においても、霧島地域の宿泊施設や、観光施設等における予約キャンセルが発生したことから、噴火警戒区域外の宿泊施設や観光施設は通常どおり営業している旨を情報発信するなど、風評被害対策に努めたところです。

(主な火山活動)

火山名	時期	事象
口永良部島 (屋久島町)	H27. 5. 29	噴火 噴火警戒レベル3(入山規制)→5(避難)
	H28. 6. 14	〃 5→3
	H30. 4. 18	〃 3→2(火口周辺規制)
	H30. 8. 15	〃 2→4(避難準備)
	H30. 8. 29	〃 4→3
	R 1. 6. 12	〃 3→2
R 1. 10. 28	〃 2→3	
桜島 (鹿児島市)	H27. 8. 15	噴火警戒レベル3(入山規制)→4(避難準備)
	H27. 9. 1	〃 4→3
	H27. 11. 25	〃 3→2(火口周辺規制)
	H28. 2. 5	〃 2→3
新燃岳 (霧島市)	H29. 10. 5	噴火警戒レベル1(活火山であることに留意) →2(火口周辺規制)
	H29. 10. 11	噴火(H23.9月以来6年ぶり) 噴火警戒レベル2→3(入山規制)
	H30. 6. 28	噴火警戒レベル3→2
	H30. 1. 18	噴火警戒レベル2→1
	H31. 2. 25	噴火警戒レベル1→2
	H31. 4. 5	噴火警戒レベル2→1
	R 1. 11. 18	噴火警戒レベル1→2
	R 1. 12. 20	噴火警戒レベル2→1
R 2. 1. 2	噴火警戒レベル1→2	
御鉢 (霧島市)	H30. 2. 9	噴火警戒レベル1(活火山であることに留意) →2(火口周辺規制)
	H30. 3. 15	噴火警戒レベル2→1
硫黄山 (えびの市)	H29. 5. 9	噴火警戒レベル1(活火山であることに留意) →2(火口周辺規制)
	H29. 10. 31	噴火警戒レベル2→1
	H30. 2. 20	噴火警戒レベル1→2
	H30. 4. 19	噴火発生(約250年ぶり) 噴火警戒レベル2→3(入山規制)
	H30. 5. 1	噴火警戒レベル3→2
	H31. 4. 18	噴火警戒レベル2→1

## 《主な施策の展開》

### ◎観光かごしま誘客対策特別事業（平成27年度）

- ・口永良部島の噴火や桜島の噴火警戒レベルの引き上げに伴う風評被害に対し、官民一体となって、正確な情報発信及び効果的なPR活動を行うことで、本県への旅行機運を醸成し、風評被害の軽減を図った。

#### ◇主な取組内容（国内誘客対策）

- ① メディアによるPR
  - a TV等における番組制作
  - b 新聞によるPR
  - c ポスター等による交通広告掲出
- ② 訪問活動
  - a 福岡，関西，関東等の学校や旅行エージェントの訪問
  - b 修学旅行現地視察に対する助成
  - c 首都圏・福岡での素材説明会等の観光プロモーション
- ③ ビジット桜島事業  
桜島を訪れる方を対象に、桜島島内の26店舗で利用（土産・飲食・体験等）できるクーポンを販売。
- ④ 熊毛地区キャンペーン事業
  - a 学校及び旅行エージェントへの誘致等活動
  - b 誘客キャンペーン
  - c キャンペーングッズの作成
  - d ポスターを活用した情報発信等
- ⑤ 鹿児島花火大会事業費助成

#### ◇主な取組内容（海外誘客対策）

- ① 韓国，中国，台湾及び香港のメディア等の招請
- ② 首都圏ランドオペレーターの招請
- ③ 口永良部島，桜島に関する正確な情報提供のための現地旅行会社訪問

### ◎国民文化祭誘客対策特別事業（平成27年度）

- ・口永良部島の噴火や桜島の噴火警戒レベルの引き上げによる風評被害を打破するため、国民文化祭・かごしま2015開催を記念して実施した「かごしま国民文化祭開催記念ープレミアムお得旅促進事業」の桜島・屋久島行きの旅行商品を追加で造成・販売し、誘客を図った。

### ◇主な取組内容

参加者	旅行会社4社、宿泊施設3施設
旅行商品	宿泊・交通旅行商品、日帰り旅行商品
割引金額	宿泊・交通旅行商品 桜島に宿泊 1泊10,000円割引 屋久島に宿泊 1泊20,000円割引 とともに2泊目以降は2,000円加算（3泊まで）。 日帰り旅行商品 2,000円割引
事業期間	平成27年11月1日～平成28年2月29日
販売実績（人数）	1,707人（桜島：964人，屋久島：743人）

### （2）熊本地震の発生に伴う観光面の取組

平成28年4月に発生した熊本地震については、九州全体の観光に大きな影響を与え、本県においても、10万人を超える宿泊キャンセルが発生しました。また、修学旅行についても、84校、1万3千人を超えるキャンセルが発生しました。

このため、本県独自の取組として、6月から旅行会社と連携して割引旅行商品を販売する「鹿児島お得旅事業」を実施し、また、7月からは国の補正予算を活用した「九州ふっこう割」を実施したところです。

#### 《主な施策の展開》

##### ◎鹿児島お得旅事業（平成28年度）

- ・熊本地震によりキャンセルが相次いだことで最も影響を受けた宿泊施設や観光施設などへ観光客を早急に呼び戻すために、県内客などを対象とした割引旅行商品の販売を旅行会社と連携して実施

- ・補助実施期間：平成28年6月～7月
- ・送客実績 12,488人

##### ◎九州ふっこう割（平成28年度）

- ・熊本地震により、県全体の観光が影響を受けたことから、国内外の旅行会社等と連携して割引旅行商品を販売し、旅行需要の早期回復を図った。

- ・割引旅行商品販売期間：平成28年7月～12月

連携先	取組内容
オンライントラベルエージェント(OTA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州一体の取組として九州観光推進機構が実施</li> <li>・OTAによる宿泊割引</li> <li>・送客実績(本県分) 約109千人泊</li> </ul>
国内旅行会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行会社と連携して、以下の募集型企画旅行を割引旅行商品として販売。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 宿泊単体商品</li> <li>b 交通付き宿泊旅行商品</li> <li>c 周遊型旅行商品</li> <li>d 日帰り旅行商品</li> </ul> </li> <li>・上限割引額 7～9月は50%、10～12月は40%</li> <li>・送客実績 約140千人泊(日帰り旅行商品は含まず)</li> </ul>
海外現地旅行会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外現地旅行社等において、割引旅行商品を造成・販売</li> <li>・割引額：3,000円/人泊</li> <li>・対象市場：韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール</li> <li>・送客実績：約56千人泊</li> </ul>

### (3) 屋久島大雨災害に伴う観光面の取組

令和元年5月の屋久島での大雨災害により、一時的にヤクスギランドや縄文杉への登山ルートに通じる道路が通行できなくなったこと等の影響で、屋久島では4千泊を超える宿泊キャンセルが発生しました。

このため、県では、風評被害を防ぐために、最新情報の発信や旅行商品造成支援、旅行会社へのプロモーション、海外メディアの活用などにより、屋久島への誘客促進に取り組みました。

また、登山道の安全対策に係る設計検討を行いました。

#### 《主な施策の展開》

- ① 現状と受入可能なことなど正確な情報の周知
  - a 県観光サイト・フェイスブック等での情報発信
  - b 旅行会社の担当者向けにメールでの情報発信
  - c 旅行会社向け観光プロモーション
  - d メディア向け観光プロモーション
  - e 海外向け観光プロモーション
  - f 一般向け観光プロモーション

- ② 旅行商品造成対策
  - a 福岡一屋久島の直行便を利用した旅行商品の販売
  - b 県内の離島に宿泊する旅行商品造成支援の助成要件に、「屋久島宿泊の場合への助成額加算」を追加
- ③ 修学旅行対策
  - a 東京地区 旅行会社訪問，修学旅行説明会
  - b 大阪地区 関西地区旅行会社招聘事業における屋久島PR  
旅行会社・全国修学旅行研究協会訪問  
修学旅行説明会
  - c 月刊「教育旅行」9月号に屋久島体験プログラム等の記事掲載
- ④ 登山道安全対策  
測量設計業務委託の発注，工法検討等

#### (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光面の取組

新型コロナウイルス感染症の拡大により，本県の観光産業は，宿泊客数の大幅な減少に加え，ホテルにおける宴会や会議のキャンセルや自粛のほか，観光施設，バス事業者，タクシー事業者等への影響も広がるなど，これまでに経験したことがない非常に厳しい状況となりました。

このため，県では，観光客の激減に苦しむ観光業を守り，早期の需要回復を図るため，感染拡大防止に取り組みながら，各種観光需要喚起策を展開しています。

#### 《主な施策の展開》

- ① 観光業界との意見交換
 

新型コロナウイルス感染症の拡大により，非常に厳しい状況にある本県観光業界の実情を把握するとともに，本県観光の回復・再建に向けた有効な施策を検討するため，観光関係団体等との意見交換を実施
- ② 早期の情報収集及び情報発信
  - a 主要宿泊施設への宿泊キャンセル調査を通じた情報把握
  - b 令和2年1月に本県に寄港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客に，新型コロナウイルスの感染が確認された際，いち早く情報収集に努め，県の観光サイトにおいて，県内観光施設等では感染が確認されていない旨の情報を発信

## **第2 「観光立県かごしま」の実現に 関して実施した主な施策**

## ◎「鹿児島県観光振興基本方針」に基づく施策体系



# 1 魅力ある癒しの観光地づくり

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地域ごとの特性を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道修景などハード面の整備を進めるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、自然や環境、人との触れ合い、健康や食をテーマとするツーリズム、農林水産業の着地型観光の促進など、ソフト面の取組と併せて、癒しの観光地づくりを進めてきました。

また、観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりに努めました。

## (1) 地域の観光資源の保全、活用及び創出

美しい豊かな自然環境や奥深い歴史を物語る文化財などの多彩で魅力ある地域の観光資源の保全に取り組むとともに、地域の創意工夫を生かしながら、産・学・官の連携により、多様な観光ニーズに的確に対応した鹿児島ならではの新しい旅行商品の創出と充実を図りました。

### 《主な施策の展開》

#### ◎錦江湾みらい総合戦略推進事業

- ・錦江湾は多様な海洋レクリエーションを楽しめる適地であることから、複数の海洋スポーツの競技会等を組み合わせたスポーツ大会を開催

#### ◇主な取組内容

##### 錦江湾マリンスポーツ大会の実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
種目数	7種目	9種目	8種目	9種目	7種目
選手数	2,216人	2,344人	2,201人	2,193人	2,428人
観客数	11,880人	5,820人	2,298人	6,424人	5,480人

#### ◎霧島国際音楽祭運営事業

- ・国内外の著名な音楽家や多数の受講生を迎え、みやまコンセールを中心に趣向を凝らした多彩なコンサートや講習会などを実施

#### ◇主な取組内容

##### 霧島国際音楽祭

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
観客数	17,739人	17,456人	14,058人	15,070人	18,491人
受講数	156人	158人	166人	174人	158人
聴講数	344人	283人	324人	322人	347人

◎「鹿児島島のウェルネス」推進事業（平成30年度～）

- ・本県に溢れる「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源である「鹿児島島のウェルネス」について、広く県民への普及・啓発、理解の深化を促進

◇主な取組内容

- ・「かごしま幸せプロジェクト委員会」の設置
- ・パンフレット，ロゴマークの作成
- ・「鹿児島島のウェルネス」にまつわるエピソード等の募集
- ・集客力のある著名なシェフを活用した県外PR
- ・ウェルネスかごしま博覧会の開催
- ・ウェルネスかごしまイベント情報の発信

(2) 地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

農林水産業や製造業など幅広い業種と密接に連携しながら、豊かな自然の恵みと先人達の知恵に育まれた魅力あふれる地元食材を積極的に活用したメニュー開発や特産品づくりなど良質なサービスの提供を促進しました。

《主な施策の展開》

◎かごしまの地産地消推進事業

- ・本県の農林水産物や農林水産業に対する理解を深め，県産農林水産物の利用を促進

◇主な取組内容

かごしま地産地消推進店の新規登録状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
登録店舗数	37店	89店	31店	17店	12店

◎かごしまの農林水産物認証制度普及事業

- ・「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」の普及拡大により，県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保し，更なる生産振興を推進

◇主な取組内容

K-GAP認証状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
認証品目数	64	64	64	66	64
認証団体・個人数	254	262	264	271	270
認証件数	302	309	312	322	317
うち新規認証	18	14	17	23	14

### K-GAPに係るPRの主な実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
PR協力店の登録	58店舗	79店舗	361店舗	362店舗	356店舗
PRフェアの開催	26店舗	30店舗	33店舗	-	17店舗

### ◎県産農畜産物のブランド化の推進

- ・県産農畜産物の更なるブランド力向上を図るため、鹿児島県の強みを生かしながら、しっかり作り、その特性を伝える産地の育成を推進

#### ◇主な取組内容

- ・かごしまブランド推進本部会議の開催（年1回）
- ・地域推進本部の活動支援（7地域推進本部）
- ・流通研修会の開催（年1回）

### かごしまブランド産地の指定状況

	H27年度	H28年度	H29年度
ブランド産地指定数	18品目 27産地	18品目 27産地	19品目 25産地

### かごしまブランド団体の認定

	H30年度	R1年度
ブランド団体認定数	152団体	162団体

### (3) 観光関係施設等の整備

観光客が訪問しやすく、ゆとりと潤いのある環境を整備するため、地域の特性を生かした良好な街並み景観の形成や沿道の整備等を推進するとともに、国内外を結ぶ交通ネットワークの形成促進を図りました。

#### 《主な施策の展開》

##### ◎魅力ある観光地づくり事業

- ・本県を訪れる観光客の満足度と回遊性を高めるため、地域の自然・歴史・文化等の魅力的な観光資源を生かした、にぎわいや憩い空間の創出、沿道修景の整備等を推進

◇主な整備箇所

箇所名	市町村・地名	主な整備内容
「維新ドラマの道」整備	鹿児島市加治屋町	大型モニュメント
番所鼻周辺景観整備	南九州市穎娃町別府	トイレ, 園路, 駐車場
出水武家屋敷群拠点整備	出水市麓	園路, 駐車場
日当山温泉郷拠点整備	霧島市隼人町内	トイレ, 駐車場
雄川の滝周辺景観整備	南大隅町根占川南	デッキ, 園路, 駐車場
千尋の滝景観整備	屋久島町原	トイレ, 駐車場
マネン崎展望公園整備	瀬戸内町嘉鉄	デッキ, 駐車場

◎鶴丸城御楼門・御角櫓の建設

- ・鹿児島県の新しいシンボルとなる御楼門の建設に、県と鶴丸城御楼門復元実行委員会で構成する「鶴丸城御楼門建設協議会」において、官民一体となって取り組んだほか、御角櫓の建設に向けた取組を実施

◇主な取組内容

- ・御楼門 令和2年3月末完成
- ・御角櫓 基礎部分となる石垣修復に向けた調査

◎佐多岬観光整備事業（～平成29年度）

- ・本県の貴重な観光資源の一つで、本土最南端の地として全国的にも有名な「佐多岬」及び周辺地域の景観等の整備を行い、大隅地域の観光振興を推進

◇主な取組内容（県）

- ・展望広場、観光案内所、駐車場等からなる「公園エントランス」の整備
- ・「公園エントランス」供用開始記念式典（H29. 7. 22）を開催し、県内外からの佐多岬の誘客を推進

◇主な取組内容（環境省及び南大隅町）

- ・公園エントランスから岬へ至る遊歩道及び岬展望台の整備（環境省）
- ・北緯31度線展望広場内モニュメントの整備（南大隅町）
- ・グランドオープン記念式典開催（H31. 3. 24）

◇佐多岬入込客数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
入込客数	56,762人	42,501人	52,690人	95,444人	118,124人

◎奄美パーク改修等事業

- ・奄美群島の国内外からの観光客増加が見込まれていることから、展示内容の充実とともに、展示解説の多言語化を行い、奄美の美しい自然や多様な文化など、奄美群島の魅力発信を強化

◇主な取組内容

- ・奄美の郷展示リニューアルを実施（H30.7.8 リニューアルオープン）
- ・園路，屋外トイレ，野外ステージ等の改修を実施

◎奄美群島航空（航路）運賃軽減事業

- ・奄美群島振興交付金を活用して、奄美群島の住民等を対象とした航空（航路）運賃の一部助成を行い、奄美群島における島外への移動コストの負担軽減を実施

◇事業内容（航空路）

対象者	奄美群島の住民(準住民含む)	その他
対象路線	奄美群島各島－鹿児島 奄美群島各島間	奄美群島各島間
軽減額	離島割引運賃の割引率を普通運賃比約54%引まで軽減	往復割引運賃の割引率を普通運賃比約28%引まで軽減

◇事業内容（航路）

対象者	奄美群島の住民(準住民含む)	その他
対象区間	奄美群島各島－鹿児島 奄美群島各島間	奄美群島各島間
軽減額 (片道)	奄美大島，喜界島，徳之島－鹿児島：2,440円 沖永良部島，与論島－鹿児島：3,050円 奄美群島各島間：600円	500円

◎奄美群島交流需要喚起対策特別事業

- ・奄美群島振興交付金を活用して、東京－奄美間等における航空運賃及び鹿児島－奄美群島間の航路運賃の軽減措置，また，首都圏等において交流需要喚起に資する広報宣伝等を試験的に実施

◎奄美・沖縄連携交流促進事業（平成28年度～）

- ・奄美群島振興交付金を活用して、奄美群島と沖縄の住民等の交流を促進するため、奄美群島発及び沖縄発の航空運賃と航路運賃の一部助成を実施

◎鹿児島空港国際化促進事業

- ・国際航空路線の拡充強化やC I Q機能等の充実を図り、鹿児島空港を我が国の南の国際拠点空港として発展させるため、国際定期路線の利用促進や国等への要望活動等を実施

◇鹿児島空港の国際定期路線旅客数 (単位：人)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
ソウル線	34,941	41,032	54,959	139,357	126,088
上海線	20,532	15,894	16,745	18,007	20,573
台湾線	50,218	44,020	57,499	58,052	58,703
香港線	36,403	86,941	150,572	158,355	191,548
大邱線	—	—	—	2,907	7,961

- ※平成28年 7月 香港線：香港エクスプレス新規就航  
 平成29年 11月 ソウル線：イースター航空新規就航  
 平成30年 1月 ソウル線：チェジュ航空新規就航  
 平成30年 10月 大邱線：チェジュ航空新規就航  
 平成31年 4月 ソウル線：ティーウェイ航空新規就航

◇主な取組内容

- ・イメージロゴ「鹿児島からもっと海外へ！」を活用したポスター・チラシ等の作成配付やテレビCM、特別番組の放映、旅行社に対する広告支援等の実施
- ・研修・視察や国際交流のため、国際定期路線を利用して渡航する団体・グループに対する渡航経費の助成（修学旅行者も含む）
- ・新たなビジネス展開等を目的に、国際定期路線を利用して海外の展示会・商談会等に参加するビジネス利用者に対する渡航経費の助成

◎鹿児島港におけるクルーズ船の受入環境整備

- ・クルーズ船の寄港数の増加、更なる大型化に対応するため、本港区北ふ頭やマリンポートかごしまにおいて、クルーズ船の受入環境整備を進め、多くのクルーズ船が寄港するふ頭として、本県の観光振興に資する取組を実施

◇主な取組内容

- ・「マリンポートかごしま」の全面供用開始 (H28.7)
- ・マリンポートかごしまにおいて、岸壁の改良を行い、日本に寄港している最大級のクルーズ船となる16万トン級の「クェンタム・オブ・ザ・シーズ」が初寄港 (H30.3)

- ・マリンポートかごしまにおいて「かごしまクルーズターミナル」が供用開始（H30.4）
- ・本港区北ふ頭において、6万トン級までのクルーズ船が寄港できるよう岸壁の改良などが完了（H30.7）
- ・マリンポートかごしまにおいて、浮棧橋が完成（R1夏）

◎大隅地域レンタカー無料プラン事業（～平成27年度）

- ・九州新幹線全線開業効果を波及させ、大隅地域への入込客増を図るため、同地域での宿泊・周遊等の要件を満たす場合のレンタカー料金を助成

◇利用実績

	H27年度
利用実績	1,806台

◎らくらくかごしま巡り事業（平成28～30年度）

- ・タクシー・レンタカーの割引を実施して交通費用の負担軽減を図るとともに、県内に宿泊して各地を周遊する貸切バス付き旅行商品に対してバス費用の一部を助成し、観光客の県内各地への誘客を促進

◇利用実績

	H28年度	H29年度	H30年度
利用実績	3,030台	8,464台	11,514台

（4）新たな観光旅行の分野の開拓等

四季折々の自然環境、歴史・文化など地域の特色ある観光資源を生かした着地型観光など、新たな分野の観光旅行を開拓・推進し、地域の人、生活・文化などとの触れ合いを通じた多様な観光交流を促進してきています。

《主な施策の展開》

◎グリーン・ツーリズムの推進

- ・農村を訪れる都市住民等の受入態勢の充実・強化や地域資源を活用した実践活動等を支援し、グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進

◇農家民宿数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
農家民宿数	126軒	148軒	152軒	163軒	182軒

◇体験型教育旅行（修学旅行）受入数(1月～12月)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
学校数	87校	48校	77校	66校	68校
延べ生徒数	17,532人	9,907人	14,825人	12,749人	13,044人
受入登録農家数(※)	1,098軒	1,102軒	1,046軒	984軒	996軒
うち受入農家数	781軒	650軒	612軒	582軒	600軒

※ 受入登録農家とは、県における農山漁村生活体験学習に係る取扱指針（県独自のガイドライン）に基づく登録農家

◇主な取組内容

- ・農家民宿アドバイザーの派遣
- ・農家民宿経営者を対象とした研修会の開催
- ・安全対策研修会
- ・モニターツアーの実施

◎ブルー・ツーリズムの推進

- ・魅力ある水産資源を効果的に活用することで都市住民と漁村との交流を促進し、漁村地域の活性化を推進

◇修学旅行数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
修学旅行（団体数）	61団体	8団体	35団体	59団体	29団体
〃（人数）	3,116人	460人	1,668人	1,697人	1,477人
修学旅行以外（学校教育、観光、その他）（団体数）	81団体	216団体	119団体	226団体	195団体
〃（人数）	1,042人	2,045人	1,884人	4,292人	2,569人

◇主な取組内容

- ・修学旅行の受け入れの際に必要な安全対策等の経費助成
- ・PRパンフレットの作成，配布

◎エコツーリズムの推進

- ・屋久島における山岳部中心の利用の分散化や環境保全を図るため、関係機関との連絡調整や山岳部利用対策を実施

◇主な取組内容

- ・屋久島エコツーリズム推進協議会への出席
- ・山岳部利用対策協議会，山岳部保全利用協議会等への出席
- ・マナーガイド，携帯トイレリーフレットの配付
- ・山岳部環境保全協力金周知活動
- ・縄文杉周辺に監視指導員配置（多客期）
- ・荒川登山道安全点検の実施

◎ユニバーサルツーリズムの推進

- ・高齢や、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して、県内各地を快適に旅行できるような受入体制の整備やユニバーサルツーリズム関連の旅行商品化を支援

◇主な取組内容

- ・ユニバーサルツーリズムに対応した旅行商品の造成支援
- ・研修会の実施

(5) 観光地における環境の保全

奄美群島における世界自然遺産登録に向けた取組などをはじめ、生物多様性に富んだ美しい豊かな自然の観光資源としての活用と保全の両立を図り、持続可能な観光地づくりを推進してきています。

《主な施策の展開》

- ◎奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業（～平成30年度）
- ◎世界自然遺産「奄美」保全・活用事業（令和元年度～）【再掲（P 5）】
- ◎奄美自然観察の森整備事業（平成28年度～）
  - ・世界自然遺産登録後の観光客の増加を見据え、気軽に奄美の自然を楽しめる場所として奄美自然観察の森の再整備を実施
- ◎エコツーリズムの推進【再掲】

## 2 国内外からの誘客促進

マスメディアやインターネットなどの各種メディアの活用による効果的・戦略的な情報発信や旅行エージェント（旅行業者）等への対応、一般社団法人九州観光推進機構等と連携した広域的な取組の推進などにより、「KAGOSHIMA」の知名度を高め、観光客の来訪を促進しています。

また、多くの外国人観光客が直接、鹿児島を訪れられるよう、国際航空路線網の維持・拡充や国際チャーター便の就航の促進を図るほか、各種誘客や受入体制の整備を進め、外国人観光客の来訪を促進しています。

### (1) 観光客の来訪の促進等

観光客のニーズに対応した旅行商品の拡充、誘客地域、対象を明確化した情報発信力の強化、セールスプロモーション活動の充実により、観光客の来訪を促進しています。

また、南九州3県をはじめ九州・沖縄各県との一層の連携を図るとともに、市町村の広域的な連携を促進しています。

#### 《主な施策の展開》

##### ◎観光かごしま大キャンペーン推進事業

- ・本県を訪れる観光客の一層の増加を図るため、メディア、エージェント等を活用した効果的なキャンペーン等を実施

##### ◇主な取組内容

- ①テーマ性のある観光キャンペーン
  - ・魅力ある観光素材を活用した誘客キャンペーン（明治維新150周年、島津義弘公没後400年）
  - ・重点地域を絞った集中的なエリアキャンペーン（日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」）
- ②交通キャリアとタイアップした効果的な誘客
  - ・「リメンバー九州キャンペーン」の展開（JR西日本）
  - ・「南九州カレッジ」の実施（JR西日本）
  - ・「旬の鹿児島共同キャンペーン」の展開（JR九州）
  - ・観光5連ポスターの展開（JR）
  - ・セントレア（中部国際空港）かごしまキャンペーン
  - ・フェリーさんふらわあとのタイアップキャンペーン
- ③効果的なプロモーション展開
  - ・ターゲットを絞った効果的な情報発信
  - ・新キャッチコピーとの一体的なPR
  - ・県外事務所のネットワークを活用した情報発信

- ・本県への誘客が期待できる各種イベント等への出展

◎国内誘客プロモーション事業（平成28年度～）

- ・主要都市からの誘客を図るため、マーケティング調査等に基づく誘客促進や、交通キャリア（鉄道会社、航空会社、フェリー会社）と連携したプロモーション活動を実施

◇主な取組内容

①マーケティング調査

- ・県内観光素材に対する評価分析

②マーケティング調査等に基づく誘客促進

- ・SNSを活用した情報発信
- ・メディア媒体を活用した情報発信
- ・特定コンテンツ等を用いた誘客（島津義弘公没後400年）
- ・鹿児島とくとくキャンペーン(宿泊割引)
- ・ゴルフキャンペーン

③交通キャリアとタイアップしたプロモーション

- ・ポスター，デジタルサイネージ掲出，テレビ番組放送
- ・航空会社機内誌への掲載，空港内イベントの開催

◎「鹿児島のウェルネス」観光客誘致促進事業（令和元年度～）

- ・「鹿児島のウェルネス」を活用した体験プログラムの開発と効果的な情報発信による誘客促進

◇主な取組内容

①体験プログラムの開発・実施

- ・「鹿児島のウェルネス」に関連する体験プログラムを地域別に5商品造成（南薩，大隅，熊毛，大島地域）
- ・造成したプログラムを含んだモニターツアーの実施

②ターゲットに応じた効果的な情報発信及び効果測定

- ・県内観光地でのインフルエンサーの招請，モニターツアーの実施等による情報発信
- ・各取組における効果測定

◎修学旅行等対策事業

- ・修学旅行等の誘致を図るための受入体制の整備や広報宣伝等の実施

◇修学旅行等の入込状況

(単位:人,校)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
入込数	96,700	72,015	75,242	72,366	62,300
学校数	724	589	614	619	579

◇主な取組内容

- ・首都圏・関西圏・中国圏・九州地区等での旅行会社や教育委員会、学校等への訪問セールス
- ・九州観光推進機構と連携した「教育旅行素材説明会・相談会」の開催
- ・熊本・宮崎両県と連携した誘致セールスの実施

◎かごしまPR戦略展開事業（～平成28年度）

- ・プロモーション方針に基づくプロモーションを実施し、本県のイメージアップや認知度を高め、特産品の販売促進、誘客等を実施

◇主な取組内容

- ・雑誌，SNS，テレビ番組における本県PR
- ・「かごしまの黒」の情報発信

◎鹿児島イメージアップ推進事業（～平成28年度）

- ・「本物。鹿児島県」の多彩な魅力を国内外にアピールし、本県のイメージアップを図るため、PR動画等を活用した情報発信を実施

◇主な取組内容

①「本物。鹿児島県」PR動画の制作・Webサイトでの公開

◇Webサイトでの動画公開状況

年度	タイトル	スポット・テーマ別動画	スペシャルムービー
H27	BIRD'S EYE VIEW OF KAGOSHIMA	31本(スポット別)	3分・離島別6本
H28	Beauty of Life, KAGOSHIMA	8本(テーマ別)	2分(ダイジェスト)

②柏木由紀氏（AKB48）を起用した情報発信

- ・ポスター，パネルやWeb用動画広告の作成等

③「本物。鹿児島県」イメージアップCM・PR動画の放映

- ・国内向けCM等放映
- ・海外向けテレビCM等放映

④交通広告を活用した情報発信

- ・大都市圏におけるPR動画の放映

◎新かごしまPR戦略（仮称）展開事業（平成29年度）

- ・新たなPR戦略を策定し、各種施策・事業への展開を図るとともに、県外・海外へ向けて効果的な情報発信を実施

◇主な取組内容

- ・新鹿児島PR戦略の策定
- ・新キャッチコピー「どんどん 鹿児島」の作成

◎戦略的プロモーション展開事業（平成30年度～）

- ・本県の認知度向上及びイメージアップを図るため、「新鹿児島PR戦略」に基づいた効果的な情報発信を積極的に実施

◇主な取組内容

- ・「どんどん鹿児島 大キャンペーン」の実施
- ・「まるごとかごしま学」の制作
- ・野外フェスティバルを活用したプロモーションの実施
- ・YouTubeを活用したプロモーションの実施

◎国民文化祭開催事業（平成27年度）

- ・第30回国民文化祭・かごしま2015の開催に向けて必要な諸準備や広報・PRを行い、県下全域において様々な文化祭事業を展開・実施

◇第30回国民文化祭・かごしま2015概要

- ・開催期間：平成27年10月31日～11月15日（16日間）
- ・会場：県内全市町村
- ・主催事業数：155事業
- ・参加者数：約163万人
- ・経済効果：約166億円

## （2）スポーツキャンプ等の誘致

本県の温暖な気候や先進的な研究機関の立地等を生かしたスポーツキャンプ等の誘致活動等を推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大を図っています。

### 《主な施策の展開》

◎スポーツ観光王国かごしま確立事業

- ・スポーツを通じた観光客の増加を図るため、官民一体となって、スポーツキャンプ・大会の誘致及び参加者・観客への本県観光PRを実施

◇スポーツキャンプ・合宿等受入状況(単位:人,団体)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
延べ人数	141,106	143,946	144,657	152,536	160,572
実人数	31,464	32,383	32,877	33,446	37,047
団体数	1,210	1,284	1,273	1,308	2,168

◇主な取組内容

①スポーツ合宿セミナーの実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
関西地区	53団体 105名	52団体 104名	16団体 28名	49団体 99名	33団体 61名
福岡地区	26団体, 55名	25団体, 57名	26団体, 59名	27団体 50名	31団体 61名

※ 平成29年度の関西地区セミナーはエージェント対象に実施

②スポーツ合宿招待ツアーの実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度
関西地区	16団体 32名	16団体 32名	—
福岡地区	13団体 29名	8団体 18名	12団体 29名

◎大隅陸上競技トレーニング拠点施設整備事業(～平成30年度)

- ・大隅地域をはじめとする本県における陸上競技のトレーニングに特化したスポーツ合宿の拠点として、有明高校跡地に「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」を整備

◇主な取組内容

- ・倉庫や陸上競技場・多目的グラウンド・駐車場等の施設の整備及びトレーニング機器等の設置
- ・連絡会を開催し、各種サービス(サポート)の内容や提供の在り方等について協議
- ・アドバイザー・コミッティ(専門家組織)による施設の管理運営や利用促進に係る検討
- ・PRパンフレットの作成・配布
- ・ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅供用記念式典の開催

- ◎ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅施設管理運営事業（令和元年度～）
  - ・本施設が核となり，交流人口の拡大や地域活性化を図るため，トップアスリート等の合宿誘致・受入に関する業務及び施設維持管理等を実施
    - ◇主な取組内容
      - ・PR・誘致活動
      - ・スポーツイベントの企画・実施
      - ・トップアスリートを活用した地域スポーツ振興
      - ・ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅連絡会の開催

### （3）外国人観光客の来訪の促進等

本県の歴史的，地理的な特性を生かし，経済成長が著しいアジア地域を中心とした海外からの誘客の強化を図るため，各種誘客促進に向けた取組や受入体制の整備を推進しています。

また，南九州3県をはじめ九州・沖縄各県との一層連携した広域的な取組を促進しています。

#### 《主な施策の展開》

- ◎YOKOSO!KAGOSHIMA(海外誘客強化)事業(誘客対策)(～平成28年度)
- ◎海外誘客ステップアップ事業(平成29年度～)
  - ・国や九州観光推進機構等と連携しながら，海外セールスや現地でのプロモーション，各種メディアや旅行会社の招請など更なる誘客を促進
    - ◇主な取組内容
      - ①市場ごとに「観光ビジネスパートナー」を起用し，各市場に応じた集中的なプロモーションを実施

#### ②韓国，中国，香港，台湾等でのセールスの実施

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
韓国	5回	2回	3回	4回	4回
中国	1回	1回	3回	2回	2回
香港	1回	2回	3回	5回	3回
台湾	4回	4回	6回	3回	4回
その他	4回	2回	2回	2回	2回
計	15回	11回	17回	16回	15回

③海外の旅行業者，マスコミ関係者等の招請

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
韓 国	8件	12件	11件	10件	7件
中 国	2件	6件	8件	4件	2件
香 港	4件	-件	16件	8件	3件
台 湾	16件	13件	4件	8件	3件
その他	19件	17件	13件	13件	14件
計	49件	48件	52件	43件	29件

④海外の旅行エージェントに対する旅行商品のパンフレット作成やツアー商品広告への助成

◎国際クルーズ船誘致促進事業

- ・国際クルーズ船の誘致を図るため，本県へのクルーズ船寄港の増加・定着化に向けたプロモーション等の戦略的な展開

◇クルーズ船入港実績

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	
入 港 数	鹿児島港	53回	83回	108回	100回	106回
	その他	31回	34回	45回	51回	50回
	計	84回	117回	153回	151回	156回
乗船客数	約107 千人	約188 千人	約216 千人	約306 千人	約295 千人	

◇主な取組内容

- ・クルーズ船社等へのセールス活動
- ・クルーズ船社視察受入
- ・クルーズコンベンション（クルーズ関係の国際見本市）への参加

◎鹿児島県の国立公園周遊促進事業（令和元年度～）

- ・県内国立公園の魅力を発信する新たなPRツールを作成するとともに，欧米豪の旅行会社によるモニターツアーを実施して本県周遊型旅行商品を造成し，欧米豪市場からの誘客を推進

◇主な取組内容

- ・海外専門家を招請し，国立公園とその周辺地域を視察
- ・海外専門家と地域観光事業者による共同ワークショップ

◎YOKOSO!KAGOSHIMA(海外誘客強化)事業(受入体制の整備)(～平成28年度)

◎外国人観光客受入体制整備事業(平成29年度～)

- ・国や九州観光推進機構等と連携しながら、鹿児島を訪れた海外の観光客が安心して周遊できるように、観光案内所の整備やガイドの育成、講習会の開催などの受入体制を整備

◇主な取組内容

- ・観光案内の実施
- ・通訳案内士試験セミナー開催
- ・通訳案内士有資格者レベルアップ研修セミナー開催
- ・外国人観光客受入体制推進講習会開催
- ・インバウンドセールス実務担当者会議開催
- ・ムスリム関係者招請
- ・多言語コールセンターの設置及び運営

#### (4) 相互交流の促進

経済、観光、文化等の発展・増進に広く寄与する国内外の交流を促進し、相互交流の充実に向けた取組を推進しています。

《主な施策の展開》

◎「奄美・沖縄」観光・交流連携体制構築事業

- ・鹿児島・沖縄両県の連携によって域外からの観光客の一層の誘致を行い、両地域の観光振興を促進

◇主な取組内容

- ・共同プロモーション
- ・ルートづくり
- ・エコツーリズムの推進

◎アジア主要都市との交流会議

- ・アジアの主要都市との交流を促進するとともに、本県の魅力のPRを実施

◇主な取組内容

①鹿児島・香港交流会議の開催

- ・隔年開催(開催地は交互)  
平成28年度は香港で開催  
平成30年度は鹿児島で開催
- ・会議実施に合わせた関連事業の実施  
平成28年度：本格焼酎プロモーション、観光セミナー・商談会、鹿児島フェア、鹿児島和牛フェア  
平成30年度：知事主催レセプション、観光セミナー・ビジネスセミナー、香港フェア

②鹿児島・シンガポール交流会議の開催

- ・隔年開催（開催地は交互）

平成27年度，令和元年度はシンガポールで開催

平成29年度は鹿児島で開催

- ・会議実施に合わせた関連事業の実施

平成27年度：レストランフェア，観光セミナー，ビジネスセミナー

平成29年度：シンガポール観光セミナー・意見交換会，県内観光地PRツアー，県産品産地視察，シンガポールの食フェア

令和元年度：知事主催レセプション，観光セミナー，レストランフェア，日系量販店でのフェア

◎アジア地域との交流（韓国全羅北道，中国江蘇省）

- ・国際化の進展に対応するため，アジアに広がる国際交流ネットワークの形成を目指し，韓国全羅北道，中国江蘇省との交流協議会を開催

◇主な取組内容

①鹿児島県・全羅北道交流協議会の開催

- ・隔年開催

平成27年度は全羅北道で開催

平成29年度は鹿児島で開催

令和元年度は全羅北道で開催

②鹿児島県・江蘇省交流協議会の開催

- ・年1回開催

平成27年度は鹿児島で開催

平成28年度は江蘇省で開催

平成29年度は鹿児島で開催

平成30年度は江蘇省で開催

令和元年度は書面による協議

◎英国自治体との交流促進事業（平成30年度～）

- ・明治維新150周年を記念して，薩摩藩英国留学生ゆかりの英国自治体と友好協定を締結し，未来の鹿児島を担うグローバルな人材の育成を図るとともに，鹿児島と英国の更なる交流を促進

◇主な取組内容

- ・ロンドン・カムデン区，マンチェスター市と友好協定締結（H30.7）

- ・薩摩スチューデント派遣（H30.7～8，R1.7）

- ・マンチェスター市長来鹿（H31.4）

- ・ロンドン・カムデン区長及び青少年等来鹿（R1.10）

◎貿易促進事業

- ・香港に駐在員を設置し、現地での情報収集、県産品のPRなどの各種支援を行うほか、九州・山口合同による商談会の実施や各種貿易関係団体の育成等により貿易を促進

◇主な取組内容

①香港駐在員活動状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
来訪者	421人	546人	505人	410人	245人
調査件数	33件	35件	44件	43件	72件
会議	53回	44回	44回	45回	47回
関係先訪問件数	213件	321件	290件	294件	280件

②九州・山口合同による商談会

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実施場所	ホーチミン	ホーチミン ハノイ	ホーチミン ハノイ	福岡 宮崎	福岡 鹿児島
参加企業数(うち県内企業数)	9社(1社)	18社(2社)	21社(4社)	34社(8社)	43社(10社)

◎海外ビジネス支援事業

- ・県内企業の海外ビジネス展開を支援するため、貿易情報の収集・提供や各種海外事業を実施

◇主な取組内容

①貿易相談、海外での商談会の実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
貿易相談	372件	261件	260件	353件	452件
貿易アドバイザーセミナーの開催	—	2回	2回	2回	1回
各種研修セミナーの開催	7件	5件	5件	6回	5回
海外での商談会(参加企業)	2回, 29社	1回, 12社	2回, 12社	2回, 25社	1回, 7社
海外でのフェア開催PR活動等	7回	5回	5回	11回	9回
海外バイヤー等への商談(参加企業)	3回, 56社	1回, 106社	2回, 91社	1回, 61社	1回, 64社

②混載コンテナによる輸出経費助成

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
件数	32件	37件	30件	30件	26件
助成額	7,100千円	5,530千円	3,080千円	3,000千円	1,500千円

◎上海マーケット開発推進事業

- ・ 県上海事務所を中心に、上海市場において優位性のある県産品の選定・投入を進め、継続販売による安定的な販売チャネル、商流の確立及び上海近郊への展開を図るとともに、県産品の販路拡大、本県の認知度向上並びにブランドイメージの構築を推進

◇主な取組内容

①上海事務所(県特産品協会上海駐在事務所)の設置

- ・ 設置日：平成22年7月1日
- ・ 所員：2名

<上海事務所の活動状況>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
情報提供・市場調査	401件	180件	182件	185件	237件
県内企業等訪問同行	155件	71件	70件	73件	92件
貿易・取引等相談	113件	50件	50件	49件	61件
事業企画・調整	1,141件	499件	498件	516件	659件
その他国際交流等	401件	177件	178件	207件	264件

②販売促進活動、バイヤー等招へい等の状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
販売促進活動等実施	12回	17回	18回	14回	18回
バイヤー等招へい商談会, 産地視察	2回	2回	3回	2回	1回

◎ ASEANマーケット開発推進事業 (平成28～29年度)

ASEANマーケット販路開拓事業 (平成30～令和元年度)

ASEANの経済、金融の中心であるシンガポールを中心として、現地の人材を活用し、ASEANにおける県産品の販路開拓や観光誘客の促進等を実施

◇主な取組内容

鹿児島県ASEANディレクターを委嘱し、シンガポールを起点としたASEAN地域においての活動を実施

①ASEANディレクターの委嘱

- ・ 委嘱日：平成28年4月27日

②活動状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
市場調査等	2回	5回	5回	2回
商談会、イベント等PR	12回	12回	13回	18回
貿易・取引等	—	3回	3回	2回

### 3 「おもてなし先進県鹿児島」づくり

本県を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供、温かく迎え入れるホスピタリティ（心のこもったおもてなし）の向上など、おもてなしの先進県となるための受入体制の充実を図っています。

また、関係団体との連携を図りながら、鹿児島の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなど、「観光立県」の実現に寄与する担い手の育成を図っています。

#### (1) 高齢者、障害者、外国人等に配慮した観光関係施設等の整備

年齢、障害の有無、国籍、宗教等の違いを越え、全ての観光客が快適な観光を満喫できるよう、観光客の受入環境の整備を推進しています。

##### 《主な施策の展開》

##### ◎福祉のまちづくり推進事業

- ・「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化への助言・指導や、広報誌や研修会による広報啓発の実施による福祉のまちづくりを推進

##### ◇広報啓発活動の状況

- ・福祉のまちづくり広報誌「ありば」：年10,000部発行
- ・バリアフリー研修会：年10回程度

##### ◎人にやさしい道づくり事業

- ・バリアフリー歩行空間の創出を図り、高齢者や障害者を含む全ての人々の安全で快適な移動を確保

##### ◇整備状況

- ・歩道の段差解消(2 cm)や勾配の緩和によるバリアフリー化の推進（～平成29年度）
- ・新たな県条例に基づき、段差0 cmによるバリアフリー化の推進（平成30年度～）

#### (2) 移動の利便性の向上等に関する情報提供

誰もが安心・快適に移動できる観光地間の交通アクセスなどいつでもどこでも観光関連情報を得られる環境を整備し、観光客の利便性の向上を図ってきています。

《主な施策の展開》

◎観光かごしまサイン整備

- ・ 本県を訪れた観光客を目的地まで、安全・確実に誘導するとともに、的確な観光情報を提供するため、案内標識や観光案内板を整備

◇観光案内板等の設置状況（令和2年3月末現在）

- ・ 観光総合案内板：36基
- ・ 観光案内標識：964基

※上記以外に、道路管理者において道路標識を設置

(3) 観光を担う人材の育成

魅力ある観光地づくりを支える人材の育成等を促進し、観光客へのサービスの向上を図ります。

《主な施策の展開》

◎観光振興対策事業（かごしま観光アカデミー）

- ・ 本県観光を担う人材育成と観光関係従事者の受入体制の充実や資質向上を図るための研修会等の実施

◇主なセミナー等の開催状況

	開催回数	研修対象者の種別	開催地	出席者数
観光PRスタッフ研修会	年1回	市町村の親善大使等	鹿児島市	20～30名程度
かごしま観光人材育成塾	年1回	一般	鹿児島市	100名程度
タクシー乗務員接遇研修会	年1回	タクシー乗務員等	鹿児島市	250名程度
ユニバーサルツーリズム研修会	年1回	一般	鹿児島市	20名程度
ボランティアガイド研修会	年2～3回程度	ボランティアガイド	県内各地域	100名程度

◎かごしま観光人材確保・定着支援事業（平成28～30年度）

- ・ 宿泊施設の従業員のスキルアップ等への支援を行うことにより、本県観光業における人材の育成を促進

◇主な支援内容

	H28年度	H29年度	H30年度
スキルアップ 研修支援	IT&インバウンド研修会	・経営改善セミナー ・「西郷どん」研修会	・経営改善セミナー
開催回数	1回	4回	5回
参加者数	30人	97人	56人
人材確保 定着支援	ホテル・旅館業向け パンフレット作成	訪日外国人向け接 客マニュアル作成	—
作成部数	3,000部	500部	—

#### (4) 啓発・学習の推進

県民一人一人が観光への理解を深め、おもてなしの心を育み、県民総ぐるみで観光客を温かく迎える観光地づくりを推進しています。

##### 《主な施策の展開》

##### ◎観光まごころ県民運動の推進

- ・本県を訪れた多くの観光客が再び訪れたいと思うような観光かごしまづくりを進めるため、県民総ぐるみで観光客を温かく親切に迎える「観光まごころ県民運動」の展開

##### ◇「観光まごころ体験だより」の数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
体験だよりの数	776通	748通	1,016通	1,127通	744通
うち「満足」意見 (割合)	715通 (約9割)	698通 (約9割)	953通 (約9割)	1,067通 (約9割)	698通 (約9割)
苦情等	61通	50通	63通	60通	46通

##### ◇「観光まごころ県民運動」会長(県知事)表彰者数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
表彰者数	6	6	6	6	6

##### ◎明治維新150周年記念シンポジウム等開催事業(平成28～30年度)

- ・明治維新という時代の大きな変革期における郷土の先人達の志や偉業を見直し、明治維新の意義を改めて考える契機とするため、県民を対象とした学識経験者によるシンポジウム等を開催

##### ◇主な取組内容

- ・明治維新150周年記念シンポジウム開催

開催年度	H28年度		H29年度		H30年度	
開催年月日	10月22日(土)	11月6日(日)	9月30日(土)	11月19日(日)	10月8日(火)	10月13日(土)
開催場所	鹿児島市	鹿屋市	鹿児島市	薩摩川内市	鹿児島市	霧島市
参加者	約630名	約340名	約650名	約1000名	約900名	約600名

- ・「明治維新と郷土の人々」概要版パンフレットの配布  
県内全ての中学2年生や広く一般に配布

## (5) 観光旅行の安全の確保

地域における防犯力・防災力を高める取組等を推進し、観光客等の安全を確保するまちづくりを進めています。

### 《主な施策の展開》

#### ◎くらし安全・安心まちづくり推進事業

- ・ 県民及び観光客等の安全の確保を図るため、くらし安全・安心県民大会や防犯キャンペーンを実施

#### ◇主な取組内容

①くらし安全・安心県民大会（年1回開催）

②防犯キャンペーン

- ・ 春の地域安全運動（4月6日～15日）
- ・ 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間（10月11日～20日）
- ・ 年末・年始の地域安全運動（12月10日～1月10日）

## (6) 統計調査・研究

市場を意識したマーケティング戦略の観点から効果的な施策の展開を図るため、国の動向も見据えながら、観光統計調査等の整備・研究を進めています。

### 《主な施策の展開》

#### ◎観光動態調査事業

- ・ 観光行政の基礎資料として、観光客の入込状況等を把握するため、県内の主要な宿泊施設、観光施設、ドライブインにおいて、動向調査（月1回）を実施

#### ◇調査施設数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
主要宿泊施設	80施設	77施設	80施設	77施設	76施設
主要観光施設 ドライブイン	22施設	25施設	25施設	25施設	24施設

※各年、12月末時点回答施設数

### **第3 「観光立県かごしま」の実現に向けた目標の達成状況等**

# 1 数値目標及びその達成状況

「鹿児島県観光振興基本方針」では、「観光立県かごしま県民条例」の趣旨を踏まえ、「観光立県かごしま」の実現に関する各般の施策の展開方向を示すとともに、令和元年度を目標年次に、主要な数値目標を設定したところです。

これまで、目標達成に向けて基本方針等に基づく施策を着実かつ積極的に展開した結果、最終年度（令和元年(度)）における各実績は以下のとおりとなりました。

項目	区分	基準年 (H25年)	目標 (R1年)	実績 (R1年)
(1) 宿泊者数を増やす <sup>(注1)</sup>				
①	延べ宿泊者数	約7,323千人泊	9,500千人泊	8,366千人泊
②	①のうち、 外国人延べ宿泊者数	約215千人泊	430千人泊	840千人泊
(2) 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす <sup>(注2)</sup>				
		(H25年度)	(R1年度)	(R1年度)
	観光客の満足度	約9割	9割	約9割
(3) 価値を高める <sup>(注3)</sup>				
		(H25年)	(R1年)	(R1年)
	観光消費額	2,460億円	3,600億円	2,856億円

(注1) 観光庁「宿泊旅行統計調査」の延べ宿泊者数（暦年）を目標の指標として設定しています。

(注2) 県をはじめ、関係団体等で構成する「観光まごころ県民運動」において、観光客から募集している体験だよりの年度毎の集計結果を目標の指標として設定しています。

(注3) 観光庁「観光入込客統計」の観光消費額（暦年）を目標の指標として設定しています。

## 2 目標項目ごとの達成状況の検証

### (1) 宿泊者数を増やす

#### ア 達成状況

観光庁の「宿泊旅行統計調査」による延べ宿泊者数の実績は、次のとおりです。

項目 \ 区分	基準年 (H25年)	目標 (R1年)	実績 (R1年)
① 延べ宿泊者数	7,323千人泊	9,500千人泊	8,366千人泊
② ①のうち、 外国人延べ宿泊者数	215千人泊	430千人泊	840千人泊

#### イ 取組状況

目標達成に向け、「鹿児島県観光振興基本方針」に基づく各般の施策等を着実かつ積極的に展開しました。

#### 【主要施策の取組状況】

- 国内誘客プロモーション事業
  - ・マーケティング調査の結果に基づいた、戦略的かつ効果的なプロモーション活動の展開
- 観光かごしま大キャンペーン推進事業
  - ・本県を訪れる観光客の一層の増加を図るため、メディア、エージェント等を活用した効果的なキャンペーン等を実施
- 海外誘客ステップアップ事業
  - ・アジアを中心とする海外各地からの観光客の誘致促進を図るため、関係団体・業界と一体となり誘客活動等を展開
- 外国人観光客受入体制整備事業
  - ・国や九州観光推進機構等と連携しながら、鹿児島を訪れた海外の観光客が安心して周遊できるように、観光案内所の整備やガイドの育成、講習会の開催などによる受入体制を整備
- 国際クルーズ船誘致促進事業
  - ・国際クルーズ船の誘致を図るため、本県へのクルーズ船寄港の増加・定着化に向けたプロモーション等を戦略的・一体的に展開
- スポーツ観光王国かごしま確立事業
  - ・スポーツを通じた観光客の増加を図るため、官民一体となって、スポーツキャンプ・大会の誘致及び参加者・観客への本県観光PRを実施

○修学旅行等対策事業

- ・修学旅行等の誘致を図るための受入体制の整備や広報宣伝等の実施

○「鹿児島県のウェルネス」観光客誘致促進事業

- ・「鹿児島県のウェルネス」を活用した体験プログラムの開発と効果的な情報発信による誘客促進

○鹿児島県の国立公園周遊促進事業

- ・県内国立公園の魅力発信する新たなPRツールを作成するとともに、欧米豪の旅行会社によるモニターツアーを実施して本県周遊型旅行商品を造成し、欧米豪市場からの誘客を推進

## ウ 現状の分析

### 【延べ宿泊者数】

- 延べ宿泊者数は、大河ドラマ「西郷どん」の放送効果等により、平成30年に過去最高の約886万人を記録。令和元年は、大雨や相次ぐ台風などの自然災害等の影響による減少があったものの、平成30年に次ぐ約837万人泊となりました。

### 【外国人延べ宿泊者数】

- 外国人延べ宿泊者数は、鹿児島県空港直行便の台北線や香港線の増便に加え、香港線やソウル線のLCC新規就航等により、大幅に増加。令和元年度は、日韓関係悪化の影響がありましたが、約84万人泊となり、過去最高を更新しました。

#### (LCC新規就航)

鹿児島ー香港線 香港エクスプレス (平成28年7月)

鹿児島ーソウル線 イースター航空 (平成29年11月)

鹿児島ーソウル線 チェジュ航空 (平成30年1月)

鹿児島ー大邱線 チェジュ航空 (平成30年10月)

鹿児島ーソウル線 ティーウェイ航空 (平成31年4月)

## エ 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県観光はこれまで経験したことがない非常に厳しい状況となっています。

観光客の激減に苦しむ観光関連産業を守り、早期の観光の再生を図るため、感染防止対策を徹底しつつ、本県独自の实效性・即効性のある県内外からの観光需要喚起対策を講じるとともに、海外誘客の再開を見据え、受入体制の整備や市場動向分析、各国のビジネスパートナーを通じた本県の魅力発信等に取り組む必要があります。

# (1) 宿泊者数を増やす

## ① 「延べ宿泊者数」について

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

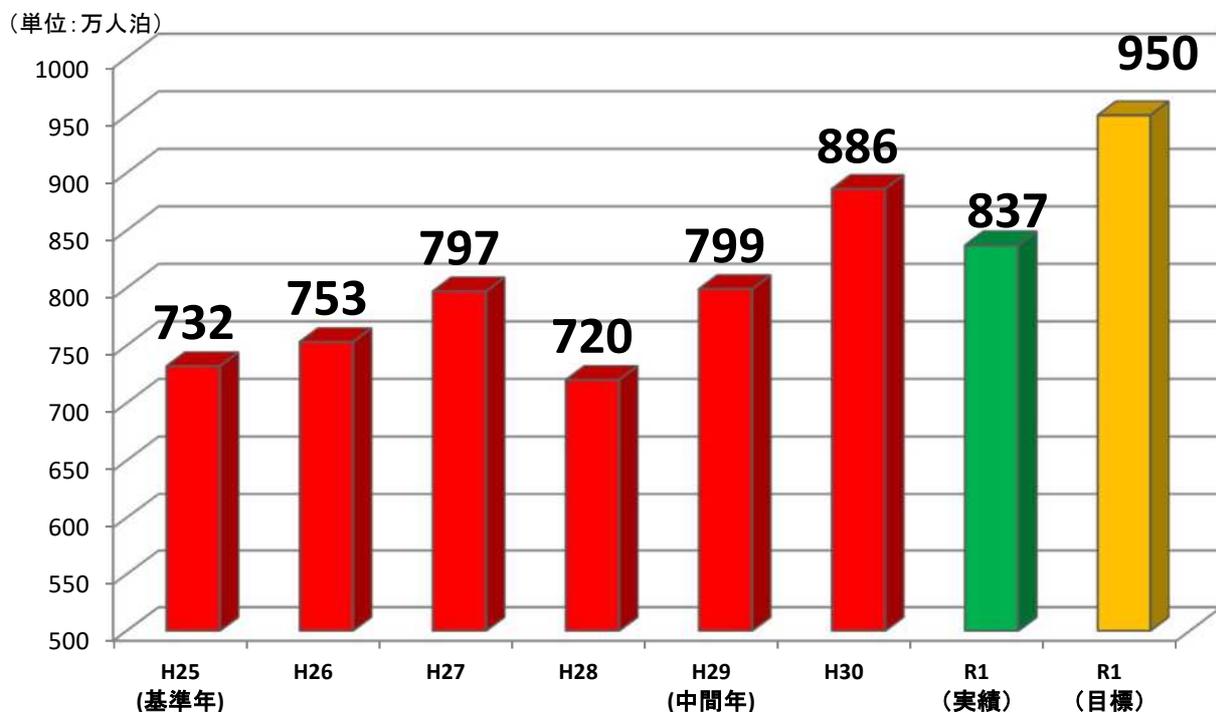
### ① 直近の延べ宿泊者数(令和元年)

**8,366,340人泊**  
全国22位 九州2位

### ② 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況



### ③ 延べ宿泊者数の推移



- ・平成28年は熊本地震の影響により宿泊者数が落ち込んだ
- ・平成30年は大河ドラマ「西郷どん」の放送効果等により、過去最高を記録

# (1) 宿泊者数を増やす

## ② 「外国人延べ宿泊者数」について 出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

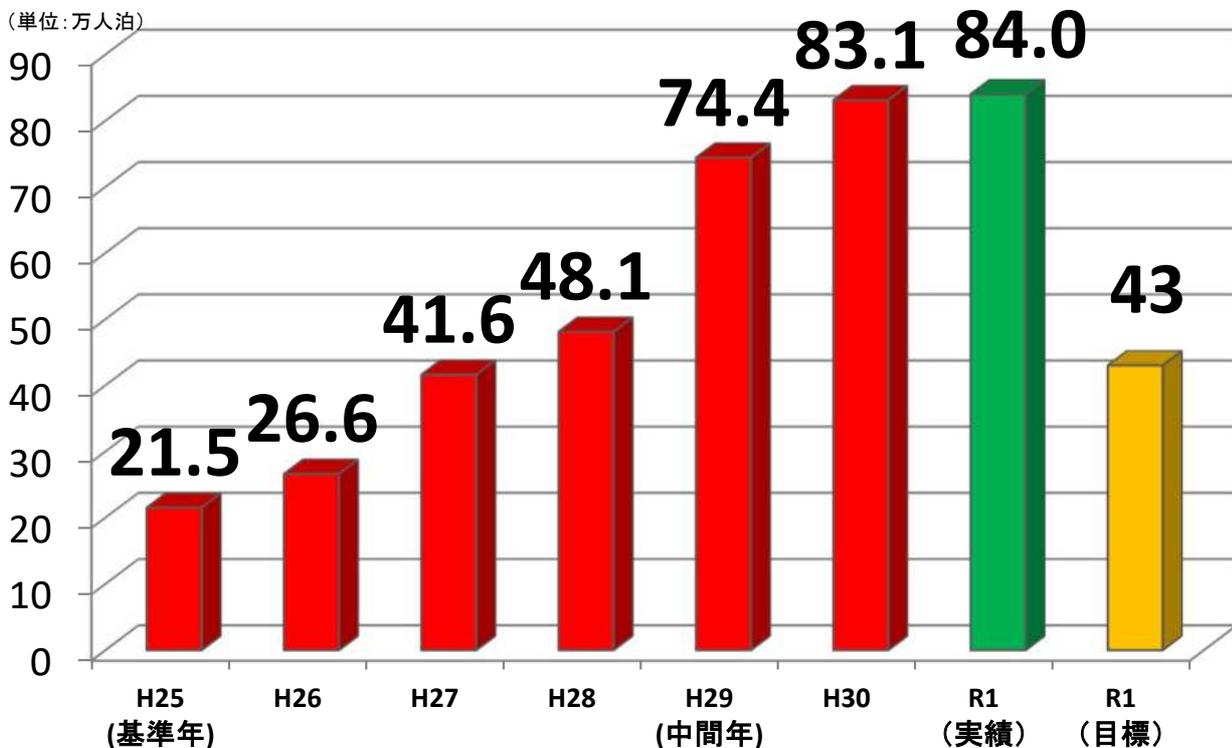
### ① 直近の外国人延べ宿泊者数(令和元年)

**839,900人泊(過去最高)**  
**全国19位 九州4位**

### ② 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況



### ③ 外国人延べ宿泊者数の推移



・鹿児島空港直行便の増便やLCC就航等により、毎年過去最高を記録

## (2) 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす

### ア 達成状況

観光客から募集している「観光まごころ体験だより」において、本県観光を評価する（満足とする）意見の数は、次のとおりです。

項目 \ 区分	基準年 (H25年度)	目標 (R1年度)	実績 (R1年度)
観光客の満足度	約9割	9割	約9割
(参考)体験だよりの数	863通	—	744通
うち「満足」意見	780通	—	698通

### イ 取組状況

目標達成に向け、「鹿児島県観光振興基本方針」に基づく各般の施策等を着実かつ積極的に展開してきました。

#### 【主要施策の取組状況】

##### ○観光まごころ県民運動の推進

- ・本県を訪れた多くの観光客が再び訪れたいと思うような観光かごしまづくりを進めるため、県民総ぐるみで観光客を温かく親切に迎える「観光まごころ県民運動」の展開

##### ○魅力ある観光地づくり事業

- ・本県を訪れる観光客の受入体制の充実を図るため、街並み整備や景観整備、沿道修景の整備等を推進

##### ○観光かごしまサイン整備

- ・本県を訪れた観光客を目的地まで、安全・確実に誘導するとともに、的確な観光情報を提供するため、案内標識や観光案内板を整備

### ウ 現状の分析

- 令和元年度の観光客の満足度は約9割で、基準年（H25年度）及び目標と同様となっています。

### エ 今後の課題

観光客の満足度を高めるため、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底や、観光地の磨き上げ、まごころのこもったおもてなしなど受入体制の充実を図ることにより、本県を訪れた観光客の方が鹿児島に来てよかったと思えるような「来て、見て、感動するまちづくり」に取り組むことが必要です。

### (3) 価値を高める

#### ア 達成状況

観光庁の「観光入込客統計」を用いた観光消費額の実績は、次のとおりです。

区 分 項 目	基準年 (H25年)	目 標 (R1年)	実 績 (R1年)
観光消費額	2,460億円	3,600億円	2,856億円

#### イ 取組状況

目標達成に向け、「鹿児島県観光振興基本方針」に基づく各般の施策等を着実かつ積極的に展開してきました。

#### 【主要施策の取組状況】

「(1) 宿泊者数を増やす」及び「(2) 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす」と同様

#### ウ 現状の分析

- 大河ドラマ「西郷どん」の放送効果等により、宿泊者数等が増加した平成30年は、観光消費額が3,016億円となり、過去最高を記録しました。

#### エ 今後の課題

観光消費額を増やすためには、延べ宿泊者数を増やす取組に加え、多様な主体が連携した、テーマ性・関連性のある観光地域づくりの展開による、新たな消費機会を増やす取組や、消費単価を上げる仕組みの構築等が必要となります。

今後も、基本方針等に基づき、本県の有する豊かな自然、食、歴史・文化などの魅力あるコンテンツについて、ストーリー性を有した効果的な情報発信などに努めるとともに、ツアーガイドの育成等、より質の高いサービスの提供など、本県観光の付加価値を高めることが必要です。

また、外国人観光客に対応した決済システムの導入や免税店の充実などの消費活動につながる受入体制の整備を図る取組なども必要です。

## (2) 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす 「観光客満足度」について

### 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況

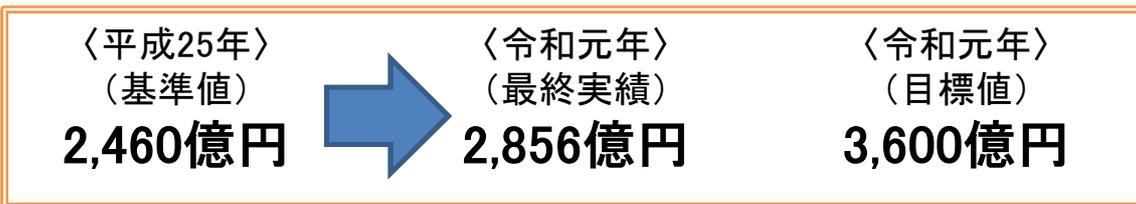


観光まごころ体験だより(観光まごころ県民運動推進会議)を活用

## (3) 価値を高める 「観光消費額」について

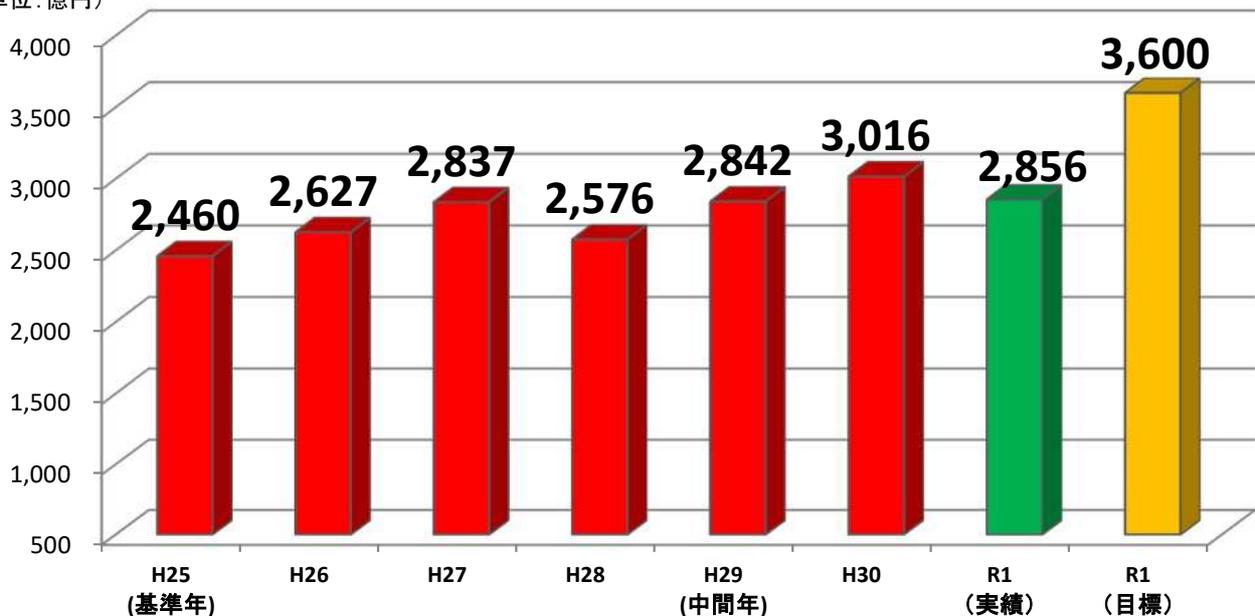
出典:観光庁「観光入込客統計」

### ① 「鹿児島県観光振興基本方針」の数値目標の達成状況



### ② 観光消費額の推移

(単位:億円)



・平成30年は大河ドラマ「西郷どん」の放送効果等により、過去最高を記録

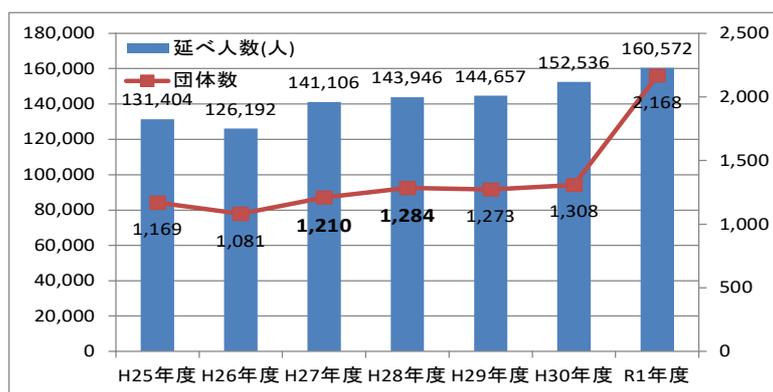
### 3 主な観光関係の動向

#### (1) スポーツキャンプ等

スポーツキャンプ・合宿の誘致に当たっては、市町村やスポーツ・観光団体との連携が不可欠であることから、平成18年度にスポーツキャンプ対策県連絡会を設置し、スポーツ振興課内に総合窓口機能を置いて、プロスポーツや実業団等のキャンプ・合宿誘致に取り組んでいます。

これらの取組の結果、調査開始以降、団体数、参加人数、延べ人数ともに順調な伸びを示しています。

【県外からのスポーツ合宿の団体数・参加延べ人数】

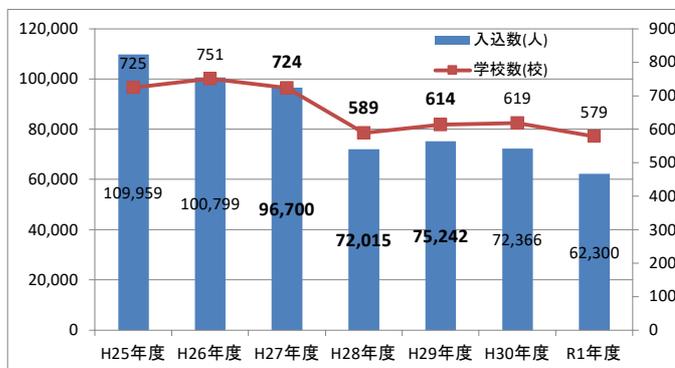


#### (2) 教育旅行

教育旅行の誘致については、平和学習や歴史、自然学習などテーマ性のある観光地、体験型観光メニューなど、本県の魅力ある観光資源を生かし、県や市町村、関係事業者等で構成する県教育旅行受入対策協議会を中心に積極的に誘致を行ってきたところです。

これまで九州新幹線全線開業等により、入込数・学校数ともに増加傾向にありましたが、少子化による1校あたりの減少や、平成27年の口永良部島の噴火などにより入込数が減少した上、平成28年4月に発生した熊本地震により、新幹線や高速道路などの交通網が寸断されたことで、教育旅行を予定していた学校がキャンセル（方面変更）を余儀なくされたため、入込数及び学校数が大幅に減少しました。

【教育旅行入込状況】

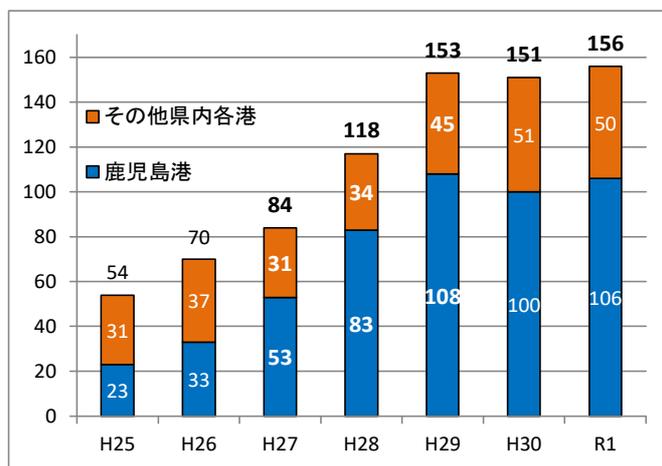


### (3) クルーズ船寄港状況

クルーズ船の誘致については、近年、国内外の誘致競争が激化している中で、本県への更なる誘致を図るため、本県の地理的優位性や、桜島など世界に誇る多彩な観光資源を生かしながら、海外での現地セールスの強化、船会社とのタイアップ、受入体制の強化など、本県へのクルーズ船寄港の増加・定着化に向けた戦略的かつ一体的なプロモーション等を展開しています。

これらの取組に加え、大型新造客船の相次ぐ就航、中国を中心とする東アジアのクルーズ市場の成長による日本への寄港急増、外国船利用による日本発着クルーズの増加などの影響を受け、令和元年の本県への寄港数は過去最高の156回を記録しました。

【クルーズ船の寄港状況】



# 観光立県かごしま県民条例

〔平成21年3月27日〕  
〔鹿児島県条例第9号〕

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 観光立県の実現に関する基本的施策（第8条—第20条）

第3章 鹿児島県観光立県推進会議（第21条—第27条）

### 附則

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、世界自然遺産である屋久島、我が国最初の国立公園である霧島、鹿児島湾に悠然と浮かぶ桜島、天然の砂蒸し温泉のある指宿や希少な野生動植物の宝庫である奄美の島々など、豊かな自然環境に恵まれている。また、我が国の南に位置し、上野原遺跡などが示すように先進的な縄文文化が栄え、鉄砲やキリスト教の伝来の地となるなど、古くからアジア地域をはじめとする諸外国とも積極的に交流を進めてきた。これらの交流により、開放的で親しみやすく進取の気性に富んだ人柄を生み、我が国の近代化の出発点である明治維新において中心的な役割を担った先人、優れた作家、画家などの芸術家を輩出してきた。さらに、多様な食文化や伝統がはぐくまれ、県民が誇りと愛着を持つ地域社会や歴史がつくられてきた。

観光産業は、宿泊業や旅行業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や運輸業、製造業その他の産業とも密接な関係を有する総合的な産業であり、観光の振興を図ることは、観光旅行者による消費の拡大などの直接的な効果にとどまらず、観光旅行者と地域の人々との交流、相互理解を促進し、地域における雇用の増大、地域経済の活性化、潤いのある豊かな生活環境の創造等にもつながるものである。

このため、私たちは、観光の振興を図ることで活力ある地域社会づくりに資する観光立県を目指して、豊かな自然環境、伝統や歴史を生かした観光に関する取組を進めてきたが、近年の人々のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした体験、本物志向といった観光旅行者の需要の高度化や少人数による観光旅行の増加のほか九州新幹線等の交通基盤の発達など観光をめぐる状況は大きく変化しており、これに適切に対応しつつ、観光立県を実現するためには、私たち県民一人一人が観光立県に対する理解を深め、その重要な担い手としての認識をはぐくむことが必要である。

ここに、県、市町村、県民、観光関係事業者等の共生と協働により、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光関係事業者（観光に関する事業を営む者をいう。以下同じ。）及び観光関係団体（観光の振興を目的として、観光関係事業者、関係行政機関等が構成する団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会づくり、地域経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

### (基本理念)

- 第2条 観光立県の実現に関する施策は、すべての者が地域における創意工夫を生かした主体的な取組を行い、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力ある地域社会の形成のため重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- 2 観光立県の実現に関する施策は、観光産業が多様な事業活動から構成され、地域経済において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町村及び県民等（県民、観光関係事業者及び観光関係団体をいう。以下同じ。）の共生と協働（相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。）により行われるよう講ぜられなければならない。
  - 3 観光立県の実現に関する施策は、自然との共生に配慮されるとともに、地域の自然、景観、歴史、文化、食、伝統、歴史的風致その他の観光資源（以下「地域の観光資源」という。）が良好に保全され、積極的に活用及び創出されるよう講ぜられなければならない。
  - 4 観光立県の実現に関する施策は、県民等が地域の観光資源に関する理解を深め、おもてなしの向上に努めるとともに、観光立県の実現の担い手となる人材の育成が図られるよう講ぜられなければならない。
  - 5 観光立県の実現に関する施策は、高齢者、障がい者、外国人等すべての者が安心して快適に観光ができる環境が整備されるよう講ぜられなければならない。
  - 6 観光立県の実現に関する施策は、市町村の区域又は県の区域を超えた広域的な取組が行われるとともに、県民等の相互交流の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

### (県の責務)

- 第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

### (県民の役割)

- 第4条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。
- 2 県民は、地域の観光資源に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心をもって観光旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

### (観光関係事業者の役割)

第5条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて観光旅行者に対するサービスの向上に努めるとともに、地域における他の事業活動と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、地産地消（県内で生産される農畜産物、林産物又は水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。次条第2項において同じ。）に取り組むよう努めるものとする。

3 観光関係事業者は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業種の枠を超えた連携を図りながら、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地産地消、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致、受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

3 観光関係団体は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への要請及び支援）

第7条 県は、観光立県の実現における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村がその区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を実施するために必要な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

## 第2章 観光立県の実現に関する基本的施策

（観光立県の実現に関する基本方針）

第8条 知事は、観光立県の実現に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定しなければならない。

2 基本方針は、観光立県の実現に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本方針を策定しようとするときは、鹿児島県観光立県推進会議の意見を聴くとともに、県議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（施策の実施状況の報告等）

第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

（競争力の高い魅力ある観光地の形成）

第10条 県は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 市町村、観光関係事業者及び観光関係団体と連携した地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保に関する施策

- (2) 地域の観光資源の保全，活用及び創出に関する施策
- (3) 観光旅行者の来訪の促進に必要な宿泊施設，郷土料理の提供施設，地域特産物の販売施設，案内施設その他の観光に関する施設（次号において「観光関係施設」という。），交通施設等の整備に関し必要な施策（次号に掲げる施策を除く。）
- (4) 高齢者，障がい者，外国人等特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる観光関係施設，交通施設等の整備に関し必要な施策
- (5) 観光旅行者の移動の利便の増進，情報通信技術を活用した観光旅行に関する情報の提供等に関する施策

（観光を担う人材の育成）

第11条 県は，観光立県の実現に寄与する人材の育成を図るため，観光に関する事業に従事する者及び観光に関する活動に携わるボランティアの知識及び能力の向上に関し必要な施策を講ずるものとする。

（外国人観光旅客の来訪の促進）

第12条 県は，アジア地域からの観光旅客をはじめとする外国人観光旅客の来訪の促進を図るため，海外における観光宣伝活動の実施，県内における交通，宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供，通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の来訪の促進等）

第13条 県は，観光旅行者の来訪の促進を図るため，地域の観光資源に関する広報活動及び観光旅行に関する情報の提供を行うものとする。

2 県は，市町村がその区域を超えて行う観光の振興に関する施策への取組を支援するとともに，県の区域を超えた広域的な観光の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（相互交流の促進）

第14条 県は，経済，文化，スポーツ等による国際相互交流並びに県内及び他の都道府県との間における相互交流を通じて，観光立県の実現を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行の安全の確保）

第15条 県は，観光旅行の安全の確保を図るため，観光旅行における事故の発生の防止，安全で安心なまちづくり等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（新たな観光旅行の分野の開拓等）

第16条 県は，新たな観光旅行の分野の開拓を図るため，エコツーリズム，グリーン・ツーリズム（主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しながら自然，文化，食等に関する知識及び理解を深めるための活動をいう。），ヘルスツーリズム（優れた自然の風景地を訪れ，その地域の自然，温泉等を利用し，心身の健康を回復し，又は保持増進するための活動をいう。）その他の多様な観光旅行の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は，スポーツキャンプ（スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿をいう。），スポーツの競技会等の誘致を図るとともに，市町村及び県民等による誘致を促進するため，スポーツ施設等に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における環境の保全)

第17条 県は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及、理解の増進等に必要な施策及び環境の保全に関する規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者は、県又は市町村が実施する観光地における環境の保全を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発及び学習の推進)

第18条 県は、県民の観光に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、啓発並びに学校教育及び社会教育における観光に関する学習の推進に努めるものとする。

(統計調査その他の調査及び研究)

第19条 県は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 鹿児島県観光立県推進会議

(推進会議)

第21条 観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県観光立県推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本方針に関し、第8条第4項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、観光立県の実現に関する事項に関し、調査審議すること。

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、観光に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第24条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員

を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第25条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第26条 推進会議の庶務は、PR・観光戦略部において処理する。

(平22条例13・平29条例7・一部改正)

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 観光審議会条例（昭和30年鹿児島県条例第34号）は、廃止する。
- 3 第8条の規定による基本方針は、この条例の施行の日からおおむね1年以内に策定されなければならない。
- 4 推進会議の委員の任命に当たっては、男女の多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとする。
- 5 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、観光立県の実現を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第13号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第7号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。